

## (別紙4)都市計画税関係

### 改正内容

特例対象資産	取得時期等	課税標準の特例率	減額期間	備考
都市再生特別措置法の認定事業者が都市再生緊急整備地域において取得した公共施設等 (地方税法附則第15条第18項)	平成27年4月1日から 平成31年3月31日まで	3/5	最初の5年度分	
都市再生特別措置法の認定事業者が特定都市再生緊急整備地域において取得した公共施設等 (地方税法附則第15条第18項)	平成27年4月1日から 平成31年3月31日まで	1/2	最初の5年度分	
都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者が設置する公共施設等(家屋・償却資産) (地方税法附則第15条第39項)	平成28年4月1日から 平成32年3月31日まで	4/5	最初の5年度分	<b>2年延長</b>
企業主導型保育事業に供する固定資産 (地方税法附則第15条第44項)	平成29年4月1日から 平成31年3月31日まで	1/2	最初の5年度分	
民間事業者が設置・管理する市民緑地に供する固定資産(土地) (地方税法附則第15条第45項)	平成29年6月15日から 平成31年3月31日まで	2/3	最初の3年度分	
家庭的保育事業の用に直接供する固定資産(家屋・償却資産) (地方税法第349条の3第28項)	平成29年4月1日から 平成31年3月31日まで	1/2	定めなし	
居宅訪問型保育事業の用に直接供する固定資産(家屋・償却資産) (地方税法第349条の3第29項)	平成29年4月1日から 平成31年3月31日まで	1/2	定めなし	
事業所内保育事業の用に直接供する固定資産(家屋・償却資産) (地方税法第349条の3第30項)	平成29年4月1日から 平成31年3月31日まで	1/2	定めなし	